

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宍 栗 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 栗 市 (2 8 2 2 7)	
地域名 (地域内農業集落名)	波 賀 町 今 市 (波賀町今市)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月27日 (第 4 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲とブルーベリーを栽培している。優良農地は集落で貸し借りをを行い耕作しているが、一部の農地では保全管理のみを行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を中心に、振興作物としてブルーベリーを栽培していく。水稲については地元耕作者に各農家が貸付け、作業委託(一部作業委託含む)をする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域のうち、圃場整備田とする

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
耕作者個々に集団化していくことはせず、可能な範囲で農地の貸し借りを行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では、昔から兼業農家が多数を占めており、当面は地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、円滑な継承が出来るように地域一帯で取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、宍粟北みどり農林公社へ委託する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ⑦耕作者が高齢化していく中で、畦畔の草刈作業や水路清掃など、役割分担として次世代が関与する仕組みを検討する必要がある。 ⑧自治会全員で年2回維持管理活動を行っており、今後は多面的機能支払事業を活用し、農地の維持管理活動を進めることを検討する必要がある。				